

原議保存期間	3年(令和10年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 広 発 第 4 4 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和10年3月31日まで
被害者支援係	

警 務 部 長

犯罪被害者等への支援提供体制強化に関する協定について（通達）

令和7年3月24日、佐賀県警察では、佐賀県、佐賀県弁護士会及び認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（以下「VOISS」という。）との四者間で、「犯罪被害者等への支援提供体制強化に関する協定」（以下「四者協定」という。）を締結した。

令和4年2月に佐賀県を除く三者で協定を締結し、犯罪被害者及び遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のニーズに応じた必要な支援活動を推進してきたところであるが、今後、佐賀県を加えた四者において犯罪被害者等への支援を更に充実させ、四者協定を実効性のあるものにしていくためには、関係職員が本協定の趣旨等を十分に理解し、支援を必要としている犯罪被害者等に対し、本協定に基づく支援内容を紹介するなど、その活用を推進して行く必要がある。

四者協定締結の趣旨、事務処理要領等については下記のとおりであるので、関係職員に周知するとともに、本協定の効果的な運用を図られたい。

なお、令和5年3月23日付け佐本広発第54号「犯罪被害者等支援連絡会議の運営に関する協定について（通達）」は令和7年3月31日をもって廃止する。

記

1 四者協定締結の趣旨

佐賀県、県警察、佐賀県弁護士会及びVOISSは、四者協定締結以前にも犯罪被害者等の置かれた状況や具体的なニーズ等を把握し、連携・協力して適切な支援活動を実施していたが、犯罪被害者等がその置かれている状況等に応じ必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう、支援提供体制を強化するため協定を締結することとしたもの。

2 四者協定の実務

四者協定における具体的な事務処理については、別添「犯罪被害者等への支援

提供体制強化に関する事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）のとおり実施する。

3 取扱要領及び留意事項

県警察において支援対象犯罪を認知した場合は、犯罪被害者等が被害後早期の段階で犯罪被害者等支援調整会議（以下「調整会議」という。）の支援を受けることができるよう、協定内容等の説明を行うなど犯罪被害者等に働き掛ける必要がある。

また、犯罪被害者等に関する情報提供に際しては、事務処理要領に定める手続に従うこととなるが、その際には、次に掲げる事項に留意し相互の連携に努めるものとする。

(1) 支援対象者への説明

四者協定による支援が必要と認められる犯罪被害者等に対して、別紙1「四者協定による支援のご案内」、別紙2「四者協定に関する説明（警察官手持ち用）」を活用し、犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）や調整会議による支援内容等を確実に説明すること。

(2) 相談受理票の作成

犯罪被害者等から聴取した内容を基に事務処理要領に定める「相談受理票（兼情報提供票（様式第1号）」を作成するが、相談受理票作成のためだけに犯罪被害者等を再度呼び出すことのないようにするなど、その作成に際しては犯罪被害者等の負担軽減に努めること。

(3) 同意書の作成

コーディネーターに情報提供をするときは、犯罪被害者等の同意が前提となることから、事務処理要領に定める「個人情報提供同意書（様式第2号）」を徴すること。この場合において、犯罪被害者等が未成年又は適切な判断が下せない状態にある場合には、法定代理人である親権者等から同意書を徴すること。

また、犯罪被害者等の心身の状態から同意書を徴することが困難と認められる場合や、緊急を要し同意書を求めているは支援が遅延することが明確な場合には、口頭による同意を得た後、その経過を明らかにしておくこと。

(4) 提供方法

コーディネーターへの情報提供は、警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）を経由して行うので、警察署長又は高速道路交通警察隊長は直接情報を提供することがないよう留意すること。

なお、「相談受理票（兼情報提供票（様式第1号）」はその写しを、「個人情報提供同意書（様式第2号）」はその原本を支援室に送付すること。

(5) 提供内容

提供する犯罪被害の内容は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉を傷つけ、若しくは権利を侵害するおそれのあるものは除くこと。

(6) 支援状況の連絡

四者協定で行った支援状況については、支援室から警察署長又は高速道路交通警察隊長に連絡することから、「相談受理票（兼情報提供票（様式第1号）」と共に保管すること。

※ 様式省略
